

総合科学技術会議が実施する国家的に重要な
研究開発の評価について（たたき台）

平成 17 年 月 日
総合科学技術会議

1. 評価目的

内閣府設置法第 26 条第 1 項第 3 号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、総合科学技術会議において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

2. 評価対象

(1) 大規模新規研究開発

新規の研究開発（事前評価）

国費総額の規模が上位の研究開発（ただし、約 300 億円以上の研究開発は全て対象とする。）

継続中の研究開発（中間評価）

の評価を実施した研究開発のうち 5 年以上の研究開発期間を有するものまたは研究開発期間の定めがないものであって、研究開発の開始後概ね 3 年が経過したもの

終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）

の評価を実施した研究開発のうち研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び終了後一定の期間を経過したもの

(2) 総合科学技術会議が指定する研究開発

総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・ 科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・ 計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・ 社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・ 国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3．評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて総合科学技術会議が評価を行う。

4．その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議による評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。